

新型コロナウイルス感染症に関する記者会見（R2. 4. 9）

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症に関するに恵庭市の対策について発表させていただきます。

はじめに、「**恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について**」ですが、

令和2年4月7日、国において「緊急事態宣言」が発令されたことにより、「**新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項**」及び「**恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例**」の規定に基づき、昨日（4月8日）15時に「**恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部**」を設置し、第1回本部会議を16時に開催しましたのでお知らせします。



第1回本部会議では、本部設置の経緯、道内の感染者状況の確認及び本市の対応状況並びに国・道の対策に速やかに対応できるよう確認を行ったところです。

市民の皆様には、改めまして、こまめな手洗いや咳エチケットなど、一人ひとりが行える感染予防の徹底をお願いするとともに、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の「3つの密」を避けることをより一層推進し、感染症拡大防止へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

本市としましても、国・北海道とさらに連携を密にし、引き続き、感染予防徹底の呼び掛けや国の経済対策の活用などに尽力して参ります。

また、相談窓口により、市民の皆様の不安軽減にも努めて参りますので、改めて、感染症拡大防止にご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

次に「**新型コロナウイルス感染症対策にかかる経済対策支援事業について**」ですが、この度の新型コロナウイルスの影響に対する恵庭市の経済対策支援事業の案をとりまとめましたので、ご報告申し上げます。

総額で8,100万円を超える事業規模を想定しております。

まずは、飲食店を中心とした対策として、情報発信事業に約100万円、恵庭版クラウドファンディングとして125万円、大規模企業への販売促進事業として10万円を計上しております。

次に、すべての業種にかかわる対策として、相談・申請支援業務として100万円、

金融対策として約6,925万円、そして、個人事業主への支援として900万円の事業を検討しております。

中でも、個人事業主支援については、10%以上売り上げが減少した小規模事業者に対し、電気料やガス料金、水道料金、ごみ処理料などの経常的な経費を補填する目的として一律3万円を給付金として支給したいと考えております。

また、金融対策については、信用保証料や3年間の利子補給、及び新たな融資枠として1億5千万円の設定に加え、小口資金、短期融資、一括返済にも対応するとともに、信用保証料の全額補給、3年間無利子などといった制度となるところであります。

これら経済対策支援事業については、24日の臨時議会の議決後、正式決定となりますが、現在、議会に対しまして事業内容等の説明をすすめており、一定の理解を得ているところでありますので、制度の周知や、各申請の仮受付など、先行して進めることのできるものについては、スピード感をもって取り組み、議決後速やかに支援事業が実行できるよう努めて参ります。

次に、「ひとり親家庭生活支援臨時給付事業」についてですが、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校臨時休業および企業活動の停滞等は、家庭生活に大きな影響を及ぼしています。

特に、パート収入により生計を維持している方が多いひとり親の家庭からは、仕事が減ったことによる収入の減少や、学校休校による食費や光熱水費の増加により、新学期の準備ができないなどの緊迫した声が届いております。

この現状に鑑み、ひとり親世帯への経済的支援として、生活保護世帯を除く、3月分および4月分の児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯あたり10,000円の「恵庭市ひとり親家庭生活支援臨時給付金」を臨時緊急的措置として支給いたします。

スケジュールといたしましては、3月分手当受給者へは4月16日付けで対象世帯に対し通知文書を送付し、5月11日に支給を予定しております。また、それ以外の4月分の手当受給者へは、それぞれ1週間後の通知文書の送付および給付金支給を予定しております。

最後に「備蓄品の整備について」ですが、

新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費として、マスク購入や防護服、また、学校等で使用するための泡タイプの石鹸や非接触型の体温計などの購入費用として約500万円の補正予算を計上することとしております。

〈参考〉

1 名 称 恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部

2 設置日時 令和2年4月8日（水）15：00

3 設置根拠 特措法第34条第1項

恵庭市新型インフルエンザ等対策本部条例

4 組 織

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本 部 員：総務部長、企画振興部長、生活環境部長、保健福祉部長、

子ども未来部長、経済部長、建設部長、水道部長、

教育部長、議会事務局長、消防長

事 務 局：基地・防災課及び保健課

〈参考〉

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

（市長村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。